

酒類販売事業者等の事業継続を支援します！

## 三重県酒類販売事業者等支援金

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業又は時短営業による影響を受け、厳しい状況が続いている県内の酒類販売事業者等に対して支援金を支給します。

### 1 対象事業者

酒類販売事業者等

(酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者)

三重県内に事業所を有する中小法人・個人事業者等であること

### 2 主な支給要件

- (1) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施する都道府県において、休業要請又は時短要請に応じた飲食店と直接・間接の取引を反復継続して行っていること
- (2) 令和3年4月と5月、それぞれの売上が、前年又は前々年同月比で30%以上、50%未満の減少があること
- (3) 令和3年3月31日以前に、酒類製造免許、酒類販売業免許のいずれかを取得していること

なお、50%以上売上が減少している事業者は、国の「月次支援金」をご活用ください。  
「月次支援金」ホームページ：[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)  
「月次支援金」申請相談窓口 TEL:0120-211-240

### 3 支給金額

令和3年4月と5月、それぞれの月において、1事業者あたり、以下の額を上限に売上減少額を支給

中小法人等：20万円 / 個人事業者等：10万円

### 4 申請受付

令和3年6月上旬：申請要項の公表、申請受付開始(予定)

本支援金は、三重県が実施する他の協力金と重複して申請することはできません。

### 5 支援金に関するお問い合わせ

三重県飲食店取引事業者等・酒類販売事業者等支援金 事務局

(TEL: 059-224-2838)

受付時間: 平日9時から17時 ※土日祝日は除く  
開設日: 令和3年5月21日(金)